

東京都公衆浴場対策協議会 (第23次協議会 第4回)

令和6年7月8日(月)

都庁第一本庁舎北塔42階特別会議室C

午後 3 時30分開会

○折原課長 それでは、定刻になりましたので、会議を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本協議会の事務局を担当しております生活安全課長の折原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議は対面及びオンラインの併用で実施いたします。何とぞ御協力のほど、よろしく願いいたします。

議題に入らせていただく前に、本協議会の委員に異動がございましたので、新しく就任した委員を紹介いたします。

生活文化スポーツ局長の古屋留美委員です。

○古屋委員 古屋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○折原課長 また、植竹委員については、特別区副区長会の役員任期終了に伴い令和 6 年 6 月 7 日付で退任されておりますので、御報告いたします。

本日の出席状況ですが、協議会委員 18 名中 14 名の委員に御出席いただいております。そのうち、中村委員はオンラインにて御出席です。また、伊藤委員、奥野委員、馬男木委員、雲田委員が所用により欠席でございます。

なお、本日は、一般の傍聴の方 2 名と東京都保健医療局がオンラインで視聴されております。よろしくお願いいたします。

次に、会議資料を確認させていただきます。

オンラインで御参加していただいております中村委員にはメールにてデータをお送りしております。こちらの会議室ではペーパーレスの取組を推進するため、会議資料をタブレット端末に御用意しております。つきましては、タブレット端末内の資料の確認をお願いいたします。皆様、お手元のタブレット端末を御覧ください。

資料は、資料 1 から資料 5 となっております。左右にスクロールすることによりページを前後することができます。

そのほか、東京都公衆浴場対策協議会次第。

協議会委員名簿。

協議会設置要綱。

座席表。

令和 6 年度東京都の主要公衆浴場対策事業。

協議会報告案。

法令集を御用意してお配りしています。

不足はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

なお、文書を閉じる場合は、左上にある「戻る」を指でタッチしていただきますと最初

の画面に戻ります。フレームに文字がかかっている場合があるのですが、「戻る」をタッチしていただければ最初の画面に戻りますので、よろしくお願ひいたします。

次に、議事を開始するに当たり、会議の公開についてお伝ひいたします。

本会議は原則公開でございますが、協議会開催のお知らせで予告しておりますとおり、会議次第の「(2) 意見聴取」以降については非公開を予定しております。オンラインで傍聴している一般の皆様には途中退席をお願いすることとなりますので、あらかじめ御了承ください。

なお、議事録に関しては、協議会設置要綱第8第2項により、協議会の率直な意見交換を不当に損なうおそれがある場合を除き公開となる旨定められております。こちらにつきましても御了承ください。

次第に入ります前に、令和6年度東京都の主要公衆浴場対策事業について簡単に御説明させていただきます。

資料の「令和6年度 東京都の主要公衆浴場対策事業」をお開きください。

よろしいでしょうか。

令和6年度東京都の主要公衆浴場対策事業でございます。

私ども生活文化スポーツ局が行う公衆浴場対策事業として、本協議会の運営のほか、各種補助事業がございます。令和6年度事業については、本資料中1から8の事業となります。このうち令和5年度と6年度の主な変更点について御説明します。

「2 クリーンエネルギー等推進事業」についてですが、5年度まではLED照明設備やコージェネレーション設備の設置を補助対象としていましたが、6年度からは設備の更新についても補助対象とすることにいたしました。また、5年度は、燃料費高騰などの経費値上がりに対する緊急対策として、各浴場への燃料費高騰緊急対策補助のほか、入浴割引券配布事業を実施いたしました。6年度については、新たに「7 公衆浴場キャッシュレス決済導入促進事業」を実施いたします。これは、若年層などの新たな利用者層の開拓、利用者の利便性向上などを目的として、各浴場がキャッシュレス決済を導入するための経費の一部を補助するものです。

さらに「8 観光客向け 銭湯の魅力発信・利用促進プロジェクト」も新たに実施し、銭湯の魅力を国内外に発信するなど、東京を訪れる観光客の銭湯利用を促進するとともに、インバウンド客獲得に向けて力を入れる銭湯の支援をまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

それでは、熊迫会長、よろしくお願ひいたします。

○熊迫会長 それでは、会議次第に従いまして進めてまいります。

最初に「(1) 令和6年公衆浴場入浴料金統制額について」です。

先日開催した小委員会での検討結果につきましては、後ほど事務局から説明していただきますが、会長を務めました私から概要を報告いたします。

小委員会の設置につきましては、前回の2月の協議会におきまして、学識経験者委員で

構成する小委員会を設置し、検討することについて御承諾をいただいたところです。これに基づき小委員会を6月14日に開催いたしました。小委員会では、会計調査と入浴料金、原価計算の算定結果に加え、諸物価高騰による社会経済の状況と今後の動向、公衆浴場を取り巻く経営環境、公衆浴場利用者の負担などを踏まえ、広範囲にわたり検討を行い、この小委員会報告をもって「第23次東京都公衆浴場対策協議会 令和6年報告（委員意見）（案）」といたしました。報告案については、後ほど皆様から御意見をいただければと思います。

それでは、まず、会計調査報告について、資料1及び資料2を土田委員から御説明お願いいたします。

○土田委員 土田でございます。

会計調査の結果につきまして御報告申し上げます。

資料1「令和6年会計調査について」を御覧ください。

「1 調査浴場の概要」でございますが、「(1) 選定条件」に従いまして、都内の標準的な浴場40件を選定し、その経営状況を調査いたしました。選定しました40浴場の経営形態、使用燃料、用水に関する内訳は、「(2) 調査浴場」に記載のとおりとなっております。

次に、「2 調査方法等」ですが、公衆浴場の経営者から提出されました決算書や総勘定元帳などの会計帳簿を基に、経営状況について書面調査を実施するとともに、生活文化スポーツ局による公衆浴場利用者の構成比などの調査を行いました。

続きまして、資料2の令和5年調査結果と令和4年実績比較について御説明申し上げます。

令和5年実績と令和4年実績を比較しますと、収益では、入浴料収入が84万5404円増加しております。これは、統制額改定により入浴料金を値上げしたことなどが要因と考えられます。特別利益につきましては、昨年度と比較すると増加しておりますが、これは債務免除益を計上している浴場があったことなどが要因に挙げられます。

次に、営業費用の項目ですが、人件費の減少は、常用労働者の平均給与の減などが原因と考えられます。

光熱費が増加した要因としては、国の激変緩和措置があったものの、令和5年6月に電力の規制料金の見直しが行われ、料金単価が引き上げられたことや、記録的猛暑の影響を受けて冷房機器の消費電力が増えたことなどが考えられます。

燃料費が増加した要因としては、燃料を多く消費する冬期、具体的には令和4年12月から令和5年4月において、ガスの単位料金が、国の激変緩和措置があったものの前年同月比で高騰していたことなどが考えられます。

特別損失の増加については、固定資産の除却損及び圧縮損が昨年度より多く計上されたことが要因に挙げられます。

以上、収益合計と費用合計の収支差から事業報酬を差し引いた令和5年の過不足額は153万6135円の赤字となっております。

会計調査の結果は以上のとおりでございます。

○熊迫会長 土田委員、ありがとうございました。

ただいまの土田委員の御報告につきまして、御意見、御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(委員首肯)

それでは、次に、資料3の「令和6年科目推定一覧」から、資料5「入浴料金統制額の算定結果と改定状況」まで、一括して事務局から説明をお願いします。

○折原課長 資料3「令和6年科目推定一覧」を御覧ください。

この資料は、令和5年の実績額を基に、令和6年の推定額を算出する際の基本的な考え方を整理したものです。それぞれの推計基礎は、各科目の推定額を算定する際の考え方について記載しています。

まず、収益の「1 入浴料金収入」から「3 補助金」までは、令和5年の実績どおりとしています。

「4 特別利益」につきましては、例年実績額が大きく異なることから、過去5年間の実績の平均値を推定値としています。

次に、費用の「5 人件費」につきましては、毎月勤労統計調査の現金給与額を基に、政府発表の経済指標、雇用者報酬2.7%増で算定しています。

「6 用水費」は、令和5年の実績どおりとしています。

「7 光熱費」につきましては、東京電力が発表している燃料費調整分を含む電力量料金単価等から変動率を算定しました。燃料費調整は、火力発電に必要な燃料、原油、液化天然ガスなどの価格変動を電気料金に反映しているものです。電気料金の一部である再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって電力会社が電力の買取りに要した費用を電気の使用量に応じて利用者が負担するものです。今年の5月分から1キロワットアワーにつき3.49円となり、昨年より2.09円引き上げられています。電気料金全体としては、27.38%の増になると推定しています。

次に「8 燃料費」ですが、燃料費のうちガス価格については、東京ガスが発表している1立方メートル当たりの単位料金から変動率を算定し、21.24%、廃油価格については、1.95%の推定増としています。

なお、電気料金及びガス料金につきましては、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業により、令和5年1月使用分より月々の料金から値引きが行われておりましたが、本年5月をもって一旦終了となっております。ただし、また今後、臨時で激減緩和措置が取られるという報道も出ているところでございます。

続きまして「9 減価償却費」は、令和5年の実績どおりです。

「10 地代・家賃」につきましては、東京都主税局が算出した公衆浴場における固定資産税の増減から、土地5.2%増、家屋1.9%増で推定しています。

「11 修繕費」につきましては、消費者物価指数2.5%増で算定しています。

「12 公租公課」につきましては、東京都区部の固定資産税の増減で算定しています。

「13 保険料」は、令和5年の実績とおりです。

「14 備品・消耗品費」につきましては、消費者物価指数2.5%増で算定しています。

「15 会費・交際費」につきましては、公衆浴場組合の会費や町内会などの会費がほとんどを占めていることから、令和5年の実績どおりとしています。

「16 その他諸経費」につきましては、消費者物価指数2.5%増で算定しています。

「17 営業外費用」「19 建物再調達費」から「21 事業報酬」までは実績どおりとしています。

「18 特別損失」につきましても、「4 特別利益」と同様に、例年、実績額が大きく異なるため、過去5年間の実績の平均値を推定値としています。その結果、資料3「令和6年科目推定一覧」の推定となっています。

以上で科目推定の考え方について説明を終わります。

続きまして「公衆浴場入浴料金原価計算表」と「入浴料金体系の構成」について御説明いたします。資料4を御覧ください。

令和5年実績欄は、会計調査報告の数値でございます。令和6年推定欄を見ていただくと、表の上段、収益合計2328万2234円に対し、表の下段、費用合計は2560万7921円となり、その収支差は232万5687円となっております。ここから事業報酬を差し引きしますと、過不足額は310万269円の不足となります。この不足額を解消するには、所要値上率欄にある16.061%の料金値上げが必要になります。

次に、大人、中人、小人別の料金についてですが、下欄の「公衆浴場入浴料金体系構成方法」を御覧ください。

まず、東京都における令和5年の平均世帯人員は2.95人となっております。これに令和6年調査対象浴場の1週間の実態調査による大人、中人、小人の利用割合を当てはめると、大人2.84人、中人0.06人、小人0.05人となります。また、現行の料金区分は、大人は520円、中人が200円、小人が100円となっております。

資料下段の左側の四角囲みは、1世帯1回当たりの入浴料金を計算したものですが、現行の入浴料金を大人、中人、小人に当てはめて計算すると、合計で1,493.80円となります。これに、推定所要値上げ率16.061%を乗じて料金を算定すると、1,733.72円となります。この金額が原価から見た適正な料金となりますので、それを反映した後の改定料金体系の構成案が3の案となります。

案では、中人、小人は据え置き、大人のみを改定する想定で作成しました。この場合、大人の乖離幅は約84円となります。

次に、資料5をお開きください。

この資料は、平成16年度以降の入浴料金統制額の算定結果と、統制額の改定状況を取りまとめたものです。御覧のように平成18年、平成20年、平成26年、令和元年、令和3年、

令和4年及び令和5年に統制額を改定しておりますが、平成18年の統制額との乖離額は35円、平成20年の乖離額は50円、平成26年及び令和元年は35円、令和3年は42円、令和4年は87円、令和5年は79円となっています。

このように、これまでは統制額の算定結果と実際の統制額との乖離額が30円を超える状況で統制額の引上げを行ってきています。

以上で説明を終わります。

○熊迫会長 これまでの報告につきまして、御質問等はございますでしょうか。

(委員首肯)

それでは、次の次第の「(2)意見聴取」に入ります。

冒頭、事務局から説明がありましたとおり、本協議会は、東京都公衆浴場対策協議会設置要綱第8第1項により公開が原則ですが、これからの意見聴取では、昨今の公衆浴場を取り巻く厳しい経営環境を踏まえた忌憚のない御意見をいただくこととなりますため、同項ただし書「協議会の決定により非公開とすることができる」によりまして、非公開の取扱いとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○熊迫会長 ありがとうございます。

それでは、ここから非公開となります。恐れ入りますが、オンラインで傍聴されている一般の皆様、御退出をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(傍聴者退室)

○熊迫会長 それでは、小委員会において出された意見をまとめた「第23次東京都公衆浴場対策協議会 令和6年報告(委員意見)(案)」について事務局から説明してもらいます。事務局からお願いします。

○折原課長 報告は、協議会でいただいた統制額に係る御意見と、公衆浴場経営に関する御意見の2つの部分から構成されています。読み上げさせていただきます。

「第23次東京都公衆浴場対策協議会 令和6年報告(委員意見)(案)」でございます。

本協議会は、知事から検討を依頼された令和6年東京都公衆浴場入浴料金統制額について、社会経済の現状と今後の見通し、公衆浴場を取り巻く経営環境、利用者である都民の生活の安定を図る観点のほか、入浴料金統制額の試算結果を踏まえ、様々な見地から協議を行った。

「1 統制額について」。

令和6年入浴料金統制額を改定すべきかどうかについて以下のとおり意見があった。

1つ目。

昨年の引上げについて、浴場経営者の肌感覚からはあまり影響がなかったとのことだが、資料2「令和5年調査結果と令和4年実績比較」によると、標準的な浴場1軒当たりの入浴料金収入が4.58%増となっている。統制額の単価は4%の引上げであったことから、資

料からも、昨年の引上げ後に利用者数は減ってはいないと分かる。

2つ目。

現在の消費者物価指数が2%台ということだけ見ると、統制額は10円引上げということになるが、令和6年の推定では、会計調査によって導き出された原価と現在の統制額との乖離額が84円もあり、現実的ではない。

3つ目。

昨年の時点で細切れに引き上げるよりも、550円に上げたらどうかという気持ちもあったので、切りのよい金額であることも含めて、今回は30円引上げがよいのではと思っている。今後のことを考えると思い切ってさらに引き上げるのも一つの策だが、消費者心理を考えると一つのボーダーである500円台にとどめるのがよいと考える。

4つ目。

令和6年の収支の「過不足額」の推定で300万円ほどの赤字になるので、統制額を上げざるを得ないだろうと考える。釣銭の煩わしさを含めて、550円くらいが妥当。しかし、自分たちも苦しいが利用者のことを考えると、誰しもの入れる公衆浴場の役割を果たすという理由などにより、「値上げを望まない」という浴場も一定数ある。

5つ目。

統制額を統一料金としないのであれば、一気に600円まで引き上げ、しばらく据え置くほうが正しいという気がする。しかし、実態は統一にしており、体力のない浴場を考えると大きな引上げは難しい。

6つ目。

もしかしたら、一部の浴場では、入浴料金を上げたことで客離れを起し廃業につながったケースもあったかもしれない。したがって、浴場の個性に応じてもう少し自由な料金設定ができるのが本来よいと思うし、その意味では600円とするのは、あってよい判断だが、現状は難しいということなら、550円というのはありだろうと思う。

下の囲みの中です。

燃料費等の大幅な上昇に伴い、令和6年の推定においても、会計調査によって導き出された原価と現在の統制額に大きな乖離が生じていることや、統制額を引き上げても、昨年度都内公衆浴場の利用者数に全体としては影響が出ていないことなどから、ほとんどが引上げが妥当との意見。

一部の委員から、個々の浴場が自由な料金設定ができるのであれば統制額自体は大きく引き上げて600円にするという判断もあり得るとの意見があったが、統一価格となっている実態に鑑み、ほとんどの委員が550円が妥当との意見。

2ページ目に参ります。

「2 今後の浴場経営について」。

公衆浴場業界が、公衆浴場の地域における交流拠点としての役割及び有用性を十分認識し、公衆浴場業の将来的発展に向けて、利用者サービスの一層の向上や新規利用者拡大の

ため取り組んでいただくよう、以下のとおり意見があった。

「(1) キャッシュレス決済の導入について」。

新たな利用者を取り込むという意味でもデジタル化は重要であり、都が新たに実施するキャッシュレス決済導入促進事業を、各浴場に積極的に活用していただきたい。

「(2) 柔軟な料金設定について」。

統制額はあくまで上限でしかない。統制額より低い入浴料金を設定できないという暗黙の了解があると、それぞれの浴場の要求を全て満たすのは難しくなるのではないか。大いに成功している浴場もあるが、浴場全体を考えると統制額を引き上げることが難しい。

組合に加入せず、様々な事情や考えの下、統制額より入浴料金を低く設定している浴場も少数ある。

経営者の裁量が少ないと、次世代が浴場経営に乗り込みづらくなる一つの要因になるのではないかという懸念もある。

利用者が現行の入浴料金をどう思うか、どのくらいであればもっと利用したいか、スーパー銭湯との価格差がどのくらいだったら適正と思うかなど、需要側の情報も積極的に収集し、生かしていただきたい。

「(3) 多様な営業形態の選択について」。

時間帯によって料金を変えている例はないが、利用者を増やすため、例えば利用者の少ない時間帯に安い料金で入浴できるような取組を浴場ごとに行うなどの工夫は検討していただきたい。

現状では、入浴料金を足並みをそろえないといけない部分があるとすると、入浴料金以外でのサービスや経営努力が一層重要になる。

区市ごとの取組をさらに活性化させることで、実質的な価格の多様化につながる可能性も考えられる。

中学生の料金を安くするなどの工夫が一部の浴場で見られるが、こうした工夫を広げることで、例えば、家族での浴場利用につながるなど、集客への貢献の可能性はあるのではないか。

「(4) 共通入浴券（回数券）について」。

共通入浴券の多様化も、料金の多様化につながっていくので、例えば、利用者の少ない時間に時差回数券のようなものを作るなど、共通入浴券における利用時間帯や利用日等の多様化について検討していただきたい。

「(5) 利用者開拓について」。

急激に増えているインバウンド客を浴場にどう取り込むか。都が新たに実施する観光客向けプロジェクトは有益な取組であり、結果検証も行っていただきたい。

「(6) 自店の経営実態を知る取組について」。

時間帯ごとに差別価格を設定するなど営業戦略を考える前提として、自店の基本的な経営数字を把握することは有効である。キャッシュレス決済導入促進事業も、自店の経営実

態の把握につながる取組であり、組合としても浴場に積極的に働きかけを行っていただきたい。

「(7) 浴場経営者の次世代育成について」。

公衆浴場の経営・運営がかなりの体力仕事であり、高齢の浴場主だけで経営していると限界があるので廃業を決断されるという浴場を何軒も拝見している。そういう意味では、組合が取り組んでいる次世代経営者の発掘育成は非常に重要な事業であり期待している。

以上でございます。

○熊迫会長 以上が小委員会の報告と協議会令和6年報告(案)となります。

それでは、業界代表委員から御意見を申し上げます。事務局がマイクをお持ちしますので、お待ちください。

それでは、石田委員から申し上げます。

○石田委員 かなり厳しい意見が出ていると思います。でも、浴場組合として統一料金にしてくれということは組合員に要請しておりません。最高限度額を守れということ以外は一切言っていないので、そこは勘違いしないでほしいと思います。

料金を下げるとか上げるというのは各浴場の自由です。とはいえ、頑張って利用者を増やしている浴場がさらに営業努力で料金を下げたりすると、近隣の値下げできない浴場から利用者が自店に移ってき、近隣の浴場を廃業させてしまうかもしれないと考えて、同じ料金にそろえているのだと思います。

浴場がなくなるのは、残った浴場にとってはいいことではないかと皆さん思われるかもしれませんが、残った浴場は、遠方からやって来る多くのお客様に支えなければならなくなるので、休めなくなったりします。それでも休むと、銭湯利用者が自宅風呂を使うことを習慣化し、公衆浴場に通わなくなるという循環になり、その辺も厳しいところだと思います。

以上です。

○熊迫会長 ありがとうございます。

佐伯委員、いかがでしょうか。

○佐伯委員 いろいろな意見をいただきまして、ありがとうございます。いただいた意見については、私どもとしましても常日頃よりかなり検討している部分でございます。

今、理事長からも料金のお話がありましたけれども、私どもの最大の目標は、お客様を奪い合うことではなくて増やすことと認識をしているところでございます。どこかの浴場が料金を下げて、そこにお客様が増えるのであれば、それはそれでいいのですが、現状、価格を10円、20円下げたところでお客様が増えるという認識は我々は持っておりません。どちらかという、隣の浴場に行っていたお客様がこちらの浴場にくるようになるというだけの移動に過ぎないので、結果的には、それはどの浴場にとってもプラスにはならないだろうと考えております。皆が料金に関していじらないというのは、その辺が理由だろうと思っているところでございます。

柔軟な料金設定、時間帯によって、例えば朝からやっているとか、若干そういうことを考えたいという向きはあるだろうと思うのですが、どちらかという、我々が入る時間ではなく、帰る時間を意識しています。何時に入ったら幾らという料金設定は物すごく難しいものがあります。この時間までに入れば安いとなると、その時間から長時間いればすごく安く済むみたいな、滞在時間がいたずらにのびるというようなことになりかねませんので、時間帯によって料金を変えるというのは、どのようにすれば、効果的な価格の設定ができるのか、共通入浴券の時差のある回数券の件も含め、私どもでも考えていきたいと思っています。

その他、いただいた御意見についても、我々も課題と認識し、日々検討しておりますので、今後、我々の取組を皆様にお知らせして御理解をいただければと考えています。

以上でございます。

○熊迫会長 では、伊東委員、お願いします。

○伊東委員 皆様、御意見どうもありがとうございます。

皆様方からの御意見の中で、550円というのが妥当ではないかという意見が多かったということですが、私も、この550円というのは、お客様側にとっても浴場側にとっても双方納得できる金額であると思っております。また、共通入浴券は、7月1日に我々組合で決めさせていただきましたが、10枚で5,000円ということになっておりまして、その割引率から考えましても、550円ぐらいが妥当かなと思っておりますので、支持いたします。

以上です。

○熊迫会長 山村委員、お願いします。

○山村委員 たくさんの御意見を拝見し、真剣に読み込んできました。その上で、私も550円に賛同いたします。そう至った経緯として2つございます。

まず1つは、料金に関するアンケートを都内の浴場にとった結果を拝見したところ、来客数が101人から300人というのは、大体真ん中からたくさん来るぐらいの客の入り方の店なのですけれども、そのぐらいの層のうち、520円の現状維持するという回答をした数に対して、550円の料金を望むという回答をした数が、実に約2倍です。

ここから読み取れることとしては、体力がない店は現状の520円がいいと望んでいるのだと思うのですが、お客さんが入れば入るほど、先ほどの会計の報告にもあったような燃料の負荷だとかが高いわけで、そういった店舗は550円を望んでいる。業界全体として見て、550円というところが妥当なのではないかというのが、このアンケート結果で読み取れると思います。

推測の域ではあるのですが、おそらく550円に入浴料金を設定すると、集客力がある店だとサウナなどもあると思うので、サウナ料金を合わせてちょうど1000円というところが、スーパー銭湯等のほかの温浴施設との競争に勝っていけるのではないかと、もしくは対等に並べるのではないかとという肌感覚があるのかなと思います。

こういった点を踏まえると、30円の値上げというのは本当に大きいお話だと思うのです。

が、こういった社会情勢であることも考えて、550円という金額を私は支持いたします。

以上です。

○熊迫会長 それでは、次に、利用者代表の委員から御意見ををお願いします。

須賀委員、お願いします。

○須賀委員 私、利用者代表でこちらにいる形になっておりますけれども、利用者とするべく安くあったほうがいいと思います。しかし、現実的にいろいろな数字を見る限り、もう値上げというのは仕方がない。なおかつ、先ほどあった、去年値上げをしても、実質、利用者数はあまり変わらなかったと。値上げがあったから利用者が減ったという状況がないのであれば、値上げがあってもいいのではないかと思います。

それと、その値上げの幅なのですけれども、消費者物価指数の2%という形の値上げ幅の10円と、乖離幅の84円というところを見たとき、皆さんがおっしゃるとおり30円ぐらいがいいのかなと思います。

前にもお話しさせていただいているのですけれども、自分が経営しているのならば、いろいろな形で経営努力をしなければいけないと思いますが、人件費、燃料費の高騰があったときに、やはりある程度の価格転嫁というのは仕方がないのではないのかと。それを利用者に認めてもらうような形で、経営努力というか集客をするためのいろいろな取組をしていただければと思います。

あと、今やお風呂というのは、家がないから入りにいくというよりは、違う理由で利用する方が多いのではないかと思います。それも含めて、値上げというのはある程度許容なのかと。

あと、キャッシュレス決済、これは多くの店で現金ではない形での、いろいろな形の商取引が行われておりますので、早急に取り入れていただきたい。都でも、補助金が出るということです、この機にやられたほうがいいのではないのかと思いました。

以上です。

○熊迫会長 続きまして、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 業界の方たちが値上げに反対ではないということをお聴きして、利用者としては残念な気持ちもあります。キャッシュレス化は、今、外国の方が大勢訪れており本気で導入したほうがいいと思います。補助金事業として浴場負担があるような制度だと進まないと思うので、そういう考え方ではなく、東京都の観光事業で銭湯が示す役割ということにスポットを当て、それに必要なものとして、都が全額負担して導入するのがいいのではないかと私は思います。

銭湯は日本の文化としてとても大事ですから廃業もできるだけ食い止めたいし、東京という都市の中にある違った空気感というのか、私たちが継承してきたその文化を世界の人に知ってもらいたい施設ですので、観光資源としてしっかり生かすために、都はこのぐらい負担してもいいのではないかと、利用者という立場だけでなく都民として思います。

最近ではフィットネスとかスポーツジムが増えてきているので、その施設の中にシャワーとかあるのでしょうか、ジムの近くの銭湯に行けるチケットのようなものを出す、その予算を、都が捻出するとかしていただきたい。また、観光客向けに、ホテルの付近の銭湯を案内するとともに割引券をお渡しするとか、観光にもっと生かしてもらえたらと思います。

○熊迫会長 それでは、オンラインで参加されています中村委員、御意見をお願いします。

○中村委員 協議会に参加の皆様、お疲れさまでございます。主婦連合会の中村と申します。

統制額の引上げについてですけれども、いろいろな報告を聞いておりますと、やむを得ないと思う一方で、やはり一利用者としては、値上げ幅は少なければ少ないほどいいなという感想はあります。私などは1週間に1回ないしは2回ぐらい銭湯を利用する程度ですので、料金が上がったから行かないということはないです。楽しみにしていますし貴重な機会だと思います。

けれども、独り暮らしの高齢者は、家風呂を使いその後お掃除をするよりは、いつでも仲のいい人たちと会える銭湯での交流を楽しみに、健康のためにもほとんど毎日足を運ぶという方もいらっしゃると思うので、そういう方たちが料金の値上げで入浴の回数を減らさなければならない状況にならないように、都や区のほうでの高齢者利用への補助などを厚くしていただけるといいと思っています。

また、浴場組合には、スタンプラリーとか、変わり湯とか利用者が楽しめる取組を今年もよろしくお願いします。

最近、表参道に新しくできた温浴施設にお邪魔しましたけれども、新しい都市型の施設になっていて、本当に利用しやすいと思います。浴場よりも外のリラックスするスペースが充実していて、若い人たちがたくさん来ていました。

ただ、昼間はどなたでも入れるけれども、6時から地域に住んでいる人、または地域で働く人が利用できるルールになっています。誰でも行ける時間帯ではないときはどんな様子なのだろうと気になっているところです。

あと、最近よく行く銭湯は、お子さん連れで来る利用者の方が多いです。ほかの銭湯でもお子さんを連れてくる方もいると思うのですが、この銭湯は何が特徴なのだろうと思いましたが、浴槽に入る縁のところが高くなっていて、子供でもまたげるようになっていたり、お湯の温度がぬるかったり、深いところがないといった安全面もあったり、あとは浴室から外に出て親子でまったりするスペースが、畳敷きになっていて座れるのです。地域に子供たちが多くかどうかというのもあるかと思うのですが、それぞれの浴場で客層をみて工夫なさっていることもあるかと思います。統制額の引上げには賛成しますが、少しでも利用者が気持ちよく入浴できるように銭湯には努力していただきたいし、都の補助もお願いしたいと思います。

以上です。

○熊迫会長 それでは、星野委員、お願いします。

○星野委員

統制額に関して、質問を1件したいと思います。その後、意見を述べさせていただきます。

統制額に関しましては、前回からの資料を読ませていただきまして、私も550円という値上げは致し方ないかなと思います。

質問ですが、今日の資料で「東京都の主要公衆浴場対策事業」の8、新規の観光客向けのプロジェクトですが、具体的にどういった支援があるかということ、もしお時間がありましたら教えてください。

意見としましては、私が住んでおります市に銭湯はないので、これまで利用していませんでしたが、この協議会で状況を知り、入ってみたいと思って、隣接市にある銭湯に行ってみりました。そんなに広くない銭湯でしたが、土曜日の昼間でしたので、子連れのお客様がたくさんいらっしゃっていました。私は入り方が分からなかったのですけれど、見よう見まねで入ってみました。電気風呂というのがある私、ちょっと足を痛めていたので、そこに入ってみたら痛みが改善されてびっくりしました。本来は、接骨院とかいろいろな病院に行って根本的な治療が必要なのでしょうけれども、そこまでは行っていなかったの、銭湯に入り、いろいろな方が楽しそうに入っているのを見てリラックスできたことに加えて、体が少し楽になったというのがとてもうれしかったです。

私のような銭湯を利用していなかった人間も、家にお風呂はあるのだけれど、いろいろな情報のシャワーを浴びることによって、銭湯に行ってみようと思い、行ってみたら楽しかった。そういう経験をする人を増やすと、先ほどお話に出ていた既存のお客様の奪い合いでなく、銭湯未経験の人にも広げていきたい、ファンを増やしていきたいという流れにつながっていくと思います。

この間のクールで公衆浴場をメインにしたドラマがあったり、銭湯ニュースを定期的に送っていただいているので、「改装しました」とか「こんなイベントをやっています」という情報に触れていると、楽しいニュースが増えていて、それも銭湯に関心が向く理由の一つになっていると思っています。

また、ジムなどいろいろなところで入浴はできるのですが、「銭湯は安くていいよね」という声を聞きます。その人に、「今、上がっちゃったけれども、どのくらいだったらいい」と訊いてみました。回答は、600円でした。現役世帯なので、600円という金額でもいいよと言ったのだと思いますが、先ほど中村委員の意見もありましたように、日常的に楽しみに使っている高齢者もいることも事実です。

私の母も、区からもらえる回数券を楽しみに、「年に1回10枚もらえるのよ」と言っていました。最近、父を亡くして一人になりましたため、誰かと話す時間がうれしいと言っていたので、「回数券が終わっても行きなよ」と言いましたら、「ちょっと高いから行けない」と言います。なので私が回数券を買って渡したのですけれども、やはり600円まで上げてし

まうと遠のく人はいるのだらうと感じています。

払えず利用できない人を排除するのではなく、みんなが公衆浴場を利用して、楽しい人生を送ってほしいですし、海外の方にも銭湯を通じて東京のよさを知ってもらいたいです。今回は、550円に上げていただいて、でも、しわ寄せが人件費に行ってしまったはいけないので、今後、去年上げたから今年は上げないという話ではなく、現状や社会情勢を見ながら、また、こういった話合いをしていければいいなと思います。

以上、意見です。ありがとうございます。

○熊迫会長 今回の質問については、事務局から回答をお願いします。

○折原課長 御質問、ありがとうございます。

それでは「観光客向けの銭湯の魅力発信・利用促進プロジェクト」の概要についてかいつまんで御説明させていただきます。

事業は大きく3つの柱から成っております。1つ目は銭湯の観光客向けプロモーション、いわゆる広報でございまして、いわゆる旅前外国人。これからの日本、東京に旅行してみようという人たちに刺さるようなPR動画を今作成中でございます。いわゆるCMのような15秒ぐらいの尺のものなどを今作っているところでございます。

2つ目が、「外国人観光客WELCOME!SENTO」と銘打って実施するのですけれども、これは外国人観光客を都内銭湯に呼び込むために、今回、希望する銭湯を対象に外国人観光客の受入れ体制を整備してまいります。インバウンド対応モデル銭湯として選定させていただいて、例えば多言語等での接客ができるようないろいろな仕組みを整えてもらったり、それから、先ほど来お話が出ていますキャッシュレス、これもクレジットカード対応のキャッシュレスをちゃんと整備してもらおう。これはマストにしております。そういったところを整備してもらったところを支援しますという立てつけになっております。

これは、インバウンド対応モデル銭湯として6か月間、インバウンド対応をお願いしますということで、今進めているところでございます。事業の開始は10月ぐらいからのスタートを今予定しているところでございます。

あと、もう一つ、3つ目なのですけれども、こちらは「TOKYO SENTO COUPON for Tourists」というものでございます。委員の皆様御存じのとおり、この2年間、東京1010クーポンという、無料クーポンとか割引クーポン、モバイルクーポン事業を実施してきたのですけれども、今年度は、これをインバウンド向けに実施いたします。これも、実施期間は、一応キャンペーン期間は約半年、ただし上限に達し次第終了ということで想定をしております。都内ホテル等の国内外の宿泊客を対象に、都内全銭湯に1回300円で入浴できる割引クーポンを提供するというものでございます。

以上でございます。

○熊迫会長 ありがとうございます。

では、続きまして、関係行政機関の委員から御意見ををお願いします。古屋委員、お願いします。

○古屋委員 古屋でございます。

初めに、多くの貴重な御意見をお出しいただきました委員の皆様方に、この場をお借りして改めてお礼を申し上げたいと思います。

まず、統制額についてでございますけれども、今回の改定に関する御意見、長期化する物価の高騰によって多くの都民が社会生活や家計に影響を受けているという中にございまして、慎重かつ長時間にわたり、また、皆様方のパイプを持っていろいろヒアリングをしていただき御検討いただいた結果でございます。公衆浴場の利用者、経営者の双方について配慮されるとともに、今後の社会状況も見据えたものと受け止めたところでございます。

また、先ほど来皆様の御意見を伺っておりますと、銭湯は生活に不可欠な社会基盤であるだけではなく、都市東京の中の魅力的な拠点でもあるということで、佐伯委員もおっしゃっていましたとおり、より多くの方に来ていただくという方向で推進していかなければならないということは、皆様の御意見に賛同するところでございます。先ほど事務局からもありましたとおり、1010クーポンをはじめとして利用者を拡大する方向で、当局が所管するスポーツ施設のイベントとの連携とか、いろいろなことに取り組んできたところでございます。

今後、コージェネレーションの設備更新とか、ハード系支援以外に、利用を促進するいろいろな仕掛けを工夫しているところでございます。これらの施策を推進しながら、事業の組み立てについて検証しつつ、効果も見ながら、皆様とともに、新しく来ていただける方たちをどれだけ発掘していけるかということについて、努力していきたいと考えております。

浴場組合の皆様方には、特に事業の活性化、最近、新規の事業が増えてございますけれども、これからも一層連携させていただきまして取り組んでまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○熊迫会長 それでは、最後に、小委員会で御意見をいただいた委員の皆様から一言ずつお願いします。石毛委員、お願いします。

○石毛委員 私が通っている銭湯には、たしか「遠くの温泉より近くの銭湯」というコピーがありまして、私はとてもこれが好きなのですがけれども、銭湯の皆さんの経営努力に改めて敬意を表したいと思います。

小委員会で大分意見を言わせていただきました。この委員意見の中はかなり反映されておりますので、多くは述べませんが、この諸物価高騰の折から、一方で燃料費、人件費は確実に織り込んでいかななくてはいけないということで、幾らがいいかというのはなかなか難しい判断となりますけれども、550円という数字は妥当ではないかと思えます。

あとは、「上げた以上は」という表現はよくないかもしれませんが、事務局からも話がありましたとおり、東京都は様々な取組を行っているということですが、各銭湯でも、いろいろな努力をしていただくということがあってしかるべきということでございます。

そして、東京都でこういうことを行った、それでどういう結果になったかというのを教えていただけるとうれしいです。そこはぜひお願いしたいと思います。

あと、インバウンドの件について一言だけ意見を述べさせていただきます。私の周りは、割とインバウンドの人とのお付き合いがあったり、銭湯に行く外国人の人もいます。先ほど新規事業で映像を作るという話がありましたが、それは絶対に必要だと思います。訪日旅行者には、できれば日本に来る前にそういった情報をちゃんと得てきていただきたい。よく言われるのはマナーの問題ですよね。魅力もそうですけれどもマナーと両方必要なわけで、よく、服を着て入っては駄目ですよとか、浴室からはちゃんと体を拭いてから出てくださいとかそういうのがありますよね。銭湯に入ってから分かるのでは手遅れなわけで、入る前に分かるという意味では、映像もそうですし、それ以外にもいろいろな形で情報提供は必要です。

都道府県でそれぞれインバウンド対応をやっているのかもしれませんが、インバウンドの方から見ると、東京であるか神奈川であるか埼玉であるかは本質的な問題ではないので、ある程度地域横断的にできることがあれば、それは組合がやるべきことなのか、行政がやるべきことなのかよく分かりませんが、ぜひそういうところでいろいろ御協力していただくところがあってもいいのかなと思いました。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○熊迫会長 それでは、栗生委員、お願いします。

○栗生委員 私も550円は妥当と思っております。

ですが、私自身がいろいろ関係している銭湯のご店主にヒアリングをしておりましたところ、中には「自分たちも苦しいけれど、お客さんの中には、あした来るのも精一杯の方、回数券も買えないような状況の方もいらっしゃるの、そのような方のことを考えると、なかなか値上げは受け入れがたい」というような御意見もありましたので、御報告しておきたいと思います。

「価格は統一でなく、柔軟に設定できるものなのではないですか」というお話もしましたが、「そのような場合、組合をやめなくてはいけないのでしょうか」とのこと、制度の理解が共有できていないのか、もしくは、他店と料金を変えづらい環境があるか、そのようなこともあるかもしれませんので、継続的に価格の柔軟性に関しては検討いただければと感じました。

あと、先ほど委員意見（案）として、料金の足並みをそろえないといけないとすると、各銭湯の経営努力やサービスが一層重要となるといった意見がありましたが、銭湯を運営されている皆さまを見ていると、もう既に精一杯というところも多く、これ以上の努力を強いるというのなかなか難しいものがあると個人的には思っています。東京都や区市のより一層の補助なり支援が欠かせません。前回、葛飾区の副区長である植竹委員が、家族割引とか小学生向けのサービスの取組のお話をされていました。神戸市なども大学生無料キャンペーンとかをやっていました。インバウンドももちろんなのですが、そのような地

域の潜在的なお客さんを掘り起こす企画を補助していくということが大切なのではないか
と思います。

以上になります。

○熊迫会長 続きまして、土田委員、お願いします。

○土田委員 土田でございます。

公衆浴場業の皆様、本当に事業経営、御苦労さまでございます。私、ふだんは税務顧問
として中小企業の方々に携わせていただくことが多い中で、浴場業経営者が2軒ほどご
ざいます。昔は、うちは公衆浴場と縁が深く、ピーク時は8軒ぐらい顧問をさせていた
だいておりました。公衆浴場業は、体力仕事でもあり、また、設備型、装置型の産業でも
あるので、投資にまとまったお金が必要であること等、経営のためにはかなりの困難さ
があることもよく承知をしているつもりでございます。

現在はなかなか苦しい社会状況でありまして、私は会計の専門でございますので、こう
いった数字を見てしまうと、令和4年と5年の実績の比較でいくと人件費が下がっている、
この時代に人件費が下がるというのは何だと。業績が苦しい中、結局は経営者ないしは関
係者の人件費が圧迫されているのではないかというような推測をしているところでもあり
ます。

また、5年と6年の推定の比較をしたときに、推定ですから、これがそのままいくとも
思わないのですが、例えば、収入は一定、今年と5年は同額とは言っていますが、4年と
5年の推移を前提とするならば、来年も4%ぐらい増えてもおかしくはないとか、結果が
84円足りないのに30円だけの上げでいいのかと、私以外にもそうした思いを持った委員も
いらっしゃったのですが、上げるなら乖離分80円一気に引き上げて、しばらくはそれでや
っていただいたほうがいいのではないかという気もあります。

先ほど石田委員から、浴場組合は浴場料金は浴場ごとに自由に決めていただいていると
お聞きしたのですが、我々の認識としては、浴場組合は、組合員はみんな同料金で経営し
てもらうんだ、営業してもらうんだという姿勢というか、方針かのように理解をしており
ましたので、そうした点から考えると、600円まで一気に引き上げてしまうと、都内の公衆
浴場全部が600円に上がってしまいます。

私が今税務顧問をやらせていただいている浴場の経営者などは、「うちは高齢者のお客
さんが多いから上げたくはないんだよね」というようなことを実際おっしゃられています。
少数意見なのかもしれませんが、うちは1軒か2軒ぐらいしか直接は意見は聞けませんが、
そうした意見もある中で、自由に料金設定できるのであれば、統制額は600円に上がったけ
ど、うちは520円のままでいきますとか、あるいは、利用者が厳しいから500円にしてみま
すとか個店の状況に応じた設定料金にするのではないのでしょうか。安い時間帯料金で粘る
客が出るのではないかという佐伯委員の話も、実はその浴場経営者の方がちらっとおっし
やっていました。「中には1回入って3時間も4時間も居続ける客もいるんだよ」などとい
うこともあるらしく、体を洗っては浴槽につかって、洗ってはつかってを何べんも繰り返

す奇妙なお客さんも中にはいるという話もお聞きしており、簡単にはいかないことは分かります。

前回の協議会でもお聞きした次世代経営者の発掘、まさに私、これが一番、業界にとっては必要なことなのではないかと思って強く期待をしているところでございます。そのためにも、経営者の打つべき手の一つの大きな手段として、自由に料金を設定できる風潮というのは必要と思っております、あくまで統制額というのは、物価統制令に基づく上限金額なので、その範囲内で、ある程度の経営手腕を発揮した価格の使い分けというのは当然あってしかるべきと強く思っているところでございます。

あと、インバウンドの受入れ、これも新規の利用客の発掘という意味では、数字が大きいのは間違いないので、うまく乗っかってくれるのであれば、重要な大きなパイとなると思います。浴場業にも大いに収益増の要因になってくれるのではないかと思います。しかし、先ほど、石毛委員から出たマナーの問題は確かにあります。箱根の温泉宿の経営者の方と知り合いなのですが、コロナ前の話ですが、外国人旅行者の入浴客が非常に多く収入的にはありがたいのだけれども、利用のマナーには困っているということでした。今は、外国語対応できる従業員などを確保して説明できるようになったので、大分トラブルは回避できるようになったとは言っていましたが、そういった対応に関する各浴場に担わせては申し訳ないので、東京都の事業で、より積極的なPRとともに、マナーの啓蒙的な情報も提供していただけたらと思います。

私からは以上です。

○熊迫会長 では、中田委員、お願いします。

○中田委員 経済産業研究所の中田でございます。日頃から大変お世話になっております。

私も550円というところで同意させていただきましたが、土田委員と同様、本当であれば600円を御提案したかったところがございます。

ちょっと話を戻しまして、先ほどから観光の話が出ております。銭湯というものが非常に魅力のある施設になってきたというのが、皆が一致する認識だと思っております。かつ、東京ならでは施設になってきたなと思っております。神奈川や千葉や埼玉では、ベッドタウンということもありまして、銭湯がかなり減少している中、東京は、地域的な偏在はありますけれども結構残っています。その意味で、これぞ東京という風景を提供する場所として、観光の一つのツールになるのは間違いないので、ぜひ行政がしっかりと支援していただきたいと思うところです。

マナーの面に関しては、先日、テレビを見ておりましたら、都内の下北沢のレコード屋さん、アメリカの映画で使用されたことで外国人のお客が大挙してやってこられるのだが、レコードの見方も乱暴でマナーが悪いので「レコードが壊れてしまう」という話をされておられました。今、海外の人たちが日本文化に興味を持つのは、映画やアニメを通じてということが多いのですが、もし可能であれば、よく見られるようなアニメーション作品の中で公衆浴場のシーンや、利用方法やマナーについて入れていただだけでもかな

りの情報の遡及力があるではないかと思っています。

話を元に戻しまして、今日、石田委員から、組合として入浴料金を統一しているわけではないという御言葉をいただいたのは、非常に重要だと思いました。それとともに、佐伯委員から、お客の奪い合いというネガティブな影響を御懸念されているところも、なるほどと理解します。ただ、私たちが言いたかったのは、柔軟な価格体系を、利用者を増やすという観点で用いていただきたいということです。

観光客、特に外国人の方などはそうですが、600円だろうが800円だろうが1,000円だろうが価格弾力性が非常に低いので、銭湯を利用すると思います。日本人の観光客の方も、今どき地方の方でも、大都市の方でしたら銭湯を見たことがありませんから、東京に旅行に来て、あの映像作品に出てきた銭湯だと、700円、800円でも入っていただけるとと思います。そういったところからより多く料金をいただくしくみが、経営の体力とかサービスの充実につながればいいと思います。

ただ、入浴は生活の基盤なので、銭湯を生活の基盤の場としている層には、回数券のバリエーションなども増やして対応していただけると非常にうれしく思います。現場レベルでは既にやられているかもしれませんが、10枚つづりだと買えないということであれば、もう少し柔軟な販売の仕方をするとか、例えば、毎日利用する、スタンプカードもしくは会員カードを持っている方に関しては、通常とは違う形で回数券が使えるとか、そういういろいろな柔軟な形を考案していただけると非常にうれしいです。

今回は550円という一つのステップ、市場との対話の契機だと思って、利用者の方の反応も、経営者の状況ももう一回落ち着いて見させていただきたい。そういう意味で、550円がいいだろうと思いました。

少し長くなりましたが以上です。

○熊迫会長 ありがとうございます。

時間もありますので、私も一言だけ発言させていただきます。

先ほどから委員の皆様からお話があったとおり、今、この環境で、統制額引き上げは皆さん納得していただけるものだと思っています。その一方でこの令和の時代に、いまだにこの公衆浴場入浴料金だけが統制額の対象となっているということを考える必要があるのではないかと。自宅に風呂が無いとか、高齢者のコミュニティのお話もありました。私としては、こういった方の声が本当に酌み取れているのかという心配がありまして、地域によっては、そういうような方の割合が非常に高く、入浴料を上げることに抵抗を感じている経営者の方もいらっしゃるのではないかと懸念がありました。ですから、柔軟な価格設定を期待したいというところがございます。

それ以外のところは、もう委員の皆様からお話があったところですので、ここでは申し上げないことにします。ありがとうございました。

それぞれのお立場から御意見をいただきました。報告案の修正につきましては、後ほど事務局から説明をいたします。

これをもちまして令和6年東京都公衆浴場入浴料金の統制額に係る議題は終了いたしました。

最後に、潮田副知事より一言御挨拶をいただきたいと思います。

○潮田副知事 皆様、本当にありがとうございました。副知事の潮田でございます。

熊迫会長をはじめ委員の皆様方には、2月の協議会におきまして、令和6年公衆浴場入浴料金統制額に関する検討をお願いして以来、御多忙の中、大変精力的に御討議を賜りましたこと、ここに厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

公衆浴場の入浴料金、こちらは、皆様御案内のとおり、浴場を利用する方、そして、経営する方、双方の生活に直接影響を与える重要事項でございます。諸物価の長引く高騰などが家計に与える大きな影響、こういった中で、昨年、都は統制額を3年連続で引き上げることとなりました。今年も公衆浴場の会計調査におきまして、原価と現在の統制額との間に大きな乖離が出ているというところがございます。本年の協議会におきましても、こうした難しい状況を考慮に入れていただき、様々な観点から御検討いただいたものと拝察をしております。その御労苦に改めて感謝を申し上げたいと存じます。

また、公衆浴場の活性化に向けまして、大変多くの貴重な御意見を賜りました。先ほど電気風呂のお話、こういったPRも、まだまだ私どもも努力をする部分があるのかな、あるいは、マナーについても、しっかり皆さんにお届けをしていかないといけないのだろうなと思った次第でございます。

都は、今後、本協議会におきまして御討議いただきました内容も踏まえまして、統制額決定に向けた手続を速やかに進めてまいりたいと考えております。現在、公衆浴場は燃料費など諸物価の高騰に伴いまして、依然として厳しい状況が続いてございます。こうした公衆浴場を支えるために、都では各種の助成に加えまして、令和4年、5年、こちらは国の臨時交付金を活用した補助などを実施するとともに、公衆浴場の利用促進に向けた割引の入浴券の配布事業、こういったものを行ってまいりました。

また、今年度は、先ほども説明をさせていただきましたが、コロナが落ち着いた今のこの時期に「観光客向けの銭湯の魅力発信・利用促進プロジェクト」、あるいは、新たにキャッシュレス決済導入促進事業、こういったものを実施しまして、若年層あるいはインバウンドのお客様等に公衆浴場の新たな利用者を開拓する取組など、支援を進めているところでございます。

結びになりますが、委員の皆様方には、今後とも東京都の公衆浴場対策にお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが私からの挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○熊迫会長 潮田副知事、ありがとうございました。

なお、副知事はここで退席されます。

○潮田副知事 どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

(潮田副知事退室)

○熊迫会長 事務局から連絡事項があればお願いします。

○折原課長 先ほどお示ししました協議会報告案に、本日いただいた御意見を反映したものを後ほど御確認いただいて、協議会報告を確定し、7月10日頃に都のホームページ、くらしWEBにて公開いたします。そのため、明日9日正午までに「第23次東京都公衆浴場対策協議会 令和6年報告(委員意見)」の最終案を各委員にメールでお送りさせていただきますので、御確認の上、修正等がございましたら、10日火曜日の正午までに御連絡くださいますようお願いいたします。非常に短時間でのお願いとなりますが、何とぞ御協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、統制額は、本協議会の御意見や会計調査等を参考にしながら知事が指定することとなっておりますため、今後、庁内で必要な手続を進めてまいります。最終的な統制額決定までには二、三週間程度かかる予定です。

以上でございます。

このたびは、委員の皆様方には大変お忙しい中、統制額に関してたくさんの御意見をいただきましたことに対し厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

○熊迫会長 それでは、本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆様方には、長時間にわたり会議の進行に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

午後4時49分閉会